

広報広聴課長 様

四国中央保健所企画課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会等の名称	愛媛県宇摩構想区域地域医療構想調整会議		
事務局（担当課）	四国中央保健所 企画課 (担当) 主幹 下田 勝 (内線) 6-5060-102		
設置根拠	☐ 法律 ☐ 条例 ☒ 要綱等 (名称) 愛媛県宇摩構想区域地域医療構想調整会議設置要綱		
設置年月日	平成 27 年 6 月 1 日		
審議会等の内容	宇摩構想区域における地域医療構想を策定し、その実現に関する事項や医療提供体制の課題に関する事項の調整・協議等を行う		
公開・非公開決定（予定）日 (決定した会議開催日等)	令和 7 年 8 月 28 日		
公開・非公開の別 (決定の内容)	☒ 公開 ☐ 全部公開 ☒ 部分公開 ☐ 非公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 (名称)		
公開できない審議等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
・病床数適正化支援事業について ・新中核病院建設について ・地域医療介護総合確保基金について	協議等の中で、各医療施設の運営方針等の情報の全部もしくは一部が含まれる場合もあり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（愛媛情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号アに該当）。 また、協議に当たり、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるほか、不当に県民の間に混乱を生じさせ、医療機関に不利益を及ぼすおそれがあるため（同条例第 7 条第 2 項第 5 号に該当）。	(1) - 2、5	
摘 要	新たな決定		
		報 告 日	年 月 日

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告して下さい。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。
また、「非公開規定」は、例えば、審議会等の会議の公開に関する指針の 3（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)-1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。